

寄託九六 旧高松國三郎家文書

昨年度、当館に寄託されている旧高松國三郎家文書がCDで目録化されました。総点数は六三八一点です。

高松家は文久年間（一八六一～一八六四）まで君嶋姓を名乗り、江戸時代を通して高原新田村（高原村とも称される）の組頭の地位にあったため、旧高松國三郎家文書には高原新田村に関する文書が残されています。

高原新田村は、承応年間（一六五二～一六五五）から寛文年間（一六六一～一六七三）の間に、会津西街道の五十里村（現日光市五十里）と藤原村（現日光市藤原）の間の宿村（旅泊・荷物輸送に携わる交通集落）として、高原峠に成立したと考えられています。江戸時代のほとんど全期間を通して宇都宮藩領に属しました。

年代が分かる最古の文書は、宝永元年（一七〇四）一二月の「乍恐以口上書ヲ御訴訟申上候御事」（No. 四一六〇一）です。冒頭の「高原新田村之儀田畑無御座候二付駄賃計二而渡世仕候」という文から、駄賃稼ぎが村の主な収入源だったことがうかがえます。

難解な部分もありますが、差出人である高原新田村の儀兵衛外三名は、問屋を兼ねた庄屋の外に、商人荷物を預かり輸送を請け負う立場にありました。この文書で彼らは、庄屋側が輸送業務に干渉してくることを宇都宮藩の代官所に訴えており、高原新田村内部で商人荷物輸送の優先権を巡り対立があったことが分かります。

文久三年に、五十里村と藤原村間を高原峠を通らずに現在の川治温泉を経由する新道（栃久保新道）を幕府が開削したため、高原新田村は新道沿いに移転しました。「申達〔写〕」（写真一）は、同年一二月に幕府の勘定組頭小高登一郎外二名によって出された文書です。新道ができたので従来の高原峠往還を廃道にし、高原新田村を藤原村字栃久保へ移転する手当として村家数八軒に合計一〇〇両を渡すことが書かれています。翌元治元年（一八六四）三月には、高原新田村から宇都宮藩の代官所に、三月二〇日迄に移転を完了する旨の届が出されています（No. 四一六二六「乍恐以書付御届ケ奉申上候」）。

移転後も、村の生活は主に駄賃稼ぎによって成り立っており、旧高松家文書には物資輸送に関する明治期以降の文書が数多く残されています。「組合

之証」（写真二・三）は、明治一九年（一八八六）二月に矢板駅伝取締所が高松七四郎に付与した組合証票です。明治一八年八月に、栃木県は乙第九六号で駅伝営業取締規則を達し、駅伝営業者（陸運受負・人馬継立・旅人宿・馬車・牛車・人力車・荷車・渡船営業及陸運稼業人ヲ云フ）に対して、定められた地域ごとに組合を設置し、営業の際に組合証票を携帯するよう指示しました。このため、高原村の駅伝営業者は、矢板駅を取締所とする一ヶ駅五九ヶ村から成る組合に属しました。

写真の組合証票の裏面を見ると、七四郎が当時駄馬稼業を営んでいたことが分かります。

このほか、明治期の高松家当主七四郎が藤原村外七ヶ村衛生委員等、明治から昭和期の最後の当主國三郎が大字高原（現日光市川治温泉高原・同市高原）区長等を務めたため、明治期以降の文書には、旧藤原町（現日光市）の行政に関する文書も多数含まれています。

【参考文献】

藤原町文化財保護審議会編『藤原町の文化財』（藤原町教育委員会、二〇〇五年）

（窪 京子）

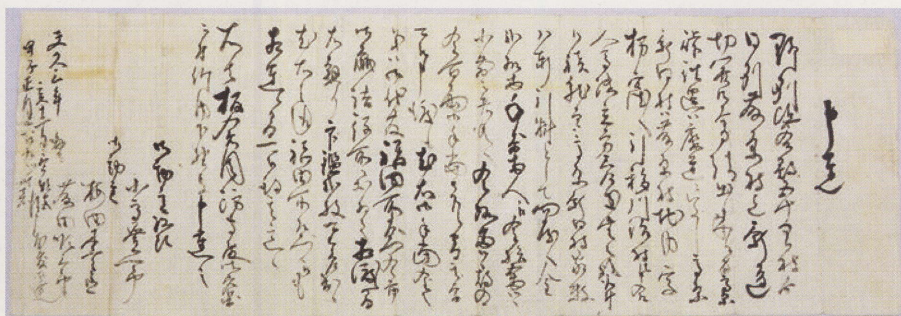


写真1 申達〔写〕(No. 4-615)



写真2・3 組合之証 (No. 1-168)